

令和5年

7月農業委員会総会議事録

■日時	2023年（令和5年）7月14日（金）14：30～15：15	反訳：西都
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（12名）</p> <p>1 橋本 卓爾 2 辻野 清一 3 西辻 達佳 4 田口 榮男 5 藤原 松男 6 前田 敏行 7 岡田 如弘 8 福本 敏行 9 飯阪 保 10 森 勝義 11 友田 博文 12 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>1 若林 主治</p> <p>[事務局] 計（5名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和5年7月の農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、出席されております委員は12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、若林委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人には、8番岡田如弘委員、9番福本敏行委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>7月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第1号、1番、鍛冶屋町の物件につきまして事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の伊藤でございます。</p>

友田会長	<p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、鍛冶屋町で、地目は、田1筆、面積は296㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から100m、徒歩約1分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、造園業を行っているため耕運機などを保有しており、農業従事予定日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺農地に影響を及ぼさないように注意して農業を営みます。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ野菜栽培をしている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ございませんか。</p> <p>異議なしということで、ありがとうございます。</p>
事務局	<p>議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>議案第1号、2番、上代町の物件につきまして、事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、上代町で、地目は、田1筆、面積は165㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から500m、徒歩で約6分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺地域における防除基準に従って行います。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の立花推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ遊休地となっている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けて</p>

友田会長	<p>おります。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして議案第1号、3番、福瀬町の物件につきまして、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>続きまして、3番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、福瀬町で、地目は、田2筆、面積は合わせて、683㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から100m、徒歩で約1分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺農地の耕作に支障のないよう注意し、農薬の使用方法などについて、地域の防除基準に従います。」とのことでした。</p> <p>続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でミカン栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、4番、坪井町の物件につきまして事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>4番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、坪井町で、地目は、田1筆、面積は124㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載の</p>

	<p>とおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から300m、車で約1分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺地域に迷惑をかけないよう営農します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で花や野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただくようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件につきましては、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転3件に関する申請を、別紙のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第2号、1番、鍛冶屋町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は鍛冶屋町で、地目は田1筆、面積は456㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>立地基準につきましては、水道管と下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあって、おおむね500m以内に市立南池田小学校及び市立南池田中学校があるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天資材置場で、譲受人は、不動産業を営んでおり、事業拡大に伴い、型枠や鉄パイプ、工事用フェンスや看板などの資材置場が必要なため、事務所からも近い申請地を譲り受け、資材置場に転用するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、草丈50cm程度の雑草が生えている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受</p>

友田会長	<p>人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。</p> <p>議案第2号、2番、下宮町の物件につきまして事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>続きまして、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は下宮町で、地目は田1筆、面積は568㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>立地基準につきましては、道路、鉄道、河川など、恒久的な施設などに区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天資材置場で、譲受人は、自身が代表取締役を務める建設会社の事業拡大に伴い、資材置場が手狭になったため、申請地を譲り受け、真砂土や型枠などの露天資材置場に転用するもので、資材などの調達に伴い、会社資金が一時的に乏しくなるため、個人名で取得するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、休耕地となっている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p>
友田会長	<p>また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号、2番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第2号、3番、春木町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>続きまして、3番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は春木町で、地目は田2筆、面積は合わせて931㎡、転用目的、譲</p>

友田会長	<p>渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天駐車場で、譲受人は中古車販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の露天駐車場では不足しているため、交通の便がよいなど、条件がそろっている申請地を譲り受け、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、遊休地となっている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>本件について異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、3番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について</p> <p>農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第4項の規定に基づき、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想を別添のとおり改正したいので、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>この議案については、産業振興室農林担当からの説明を受けます。</p> <p>では、説明してください。</p>
環境産業振興室 農林担当	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>環境産業振興室農林担当の富高です。皆さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>着座にて御説明させていただきます。</p> <p>本件を御審議いただくに当たり、基本構想の改正に至る経過を説明させていただきます。</p> <p>農業者の減少が加速化する中、栽培の効率化等を通じた農業の成長産業化に向けて、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、担い手の確保、育成を図る措置を講じることが必要になってきております。</p> <p>そのため、国において、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されております。1、地域計画の策定と農地プランの法定化、2、農地バンクへの貸付け等を促進、3、農業を担う者の確保、育成の3点が大まかに定められました。</p> <p>これらの内容を網羅するため、都道府県が定める農業経営基盤強化促進基本方針を</p>

施行日から3か月以内、令和5年6月30日まで。また、市町村が定める基本構想を施行日から6か月以内、令和5年9月30日までに改正する必要があるとございます。このことを受け農業経営基盤強化促進法施行規則第2条、基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴かなければならないと定められているため、貴農業委員会様の御意見を求めるものです。

なお、改正の具体的な内容につきましては、担当の金谷より御説明させていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

農林担当の金谷です。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから改正の概要について簡単にお話をさせていただきます。

着席して、失礼いたします。

事前に送付させていただきました資料なんですけども、改正の概要についてという一枚物と和泉市の基本構想の素案、あと新旧対照表と、この3点でございます。

こちらの概要を説明させていただく前に、素案の中で1点修正がございますので、御案内させていただきます。

基本構想の素案14ページを御覧いただけますでしょうか。

14ページ目の一番最後の行、「担い手への農地の集積・集約等により、地域の農業の発展が図られるよう適切な運用を行う。」というこの1文と、次15ページ目の一番上の行ですね、「担い手への」ということでこちらが同じ文章が2つ重複しておりますので、15ページ目の一番上の1文は削除させていただきます。申し訳ございませんでした。

今回のこちらの改正につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正にのっとり、令和5年6月30日に、もう改正が済みました大阪府基本方針と整合性を図るため主に下記の項目を追加、削除するものでございます。

1つ目の四角なんですけども、農業を担う者の確保及び育成に関する事項についてでございます。

農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入れ体制の確保、市内の関係機関との役割分担、連携の考え方、市が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方、取組について記述しております。

具体的な内容につきましては、基本構想（素案）の11ページ目でございます。下のほうに第4ということで、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」というのが後書きで追加させていただいております。

こちらは前回の和泉市の基本構想にはうたわれていなかったんですけども、基盤法の改正によりまして、新規で追加させていただいたものになります。

具体的には、全て読みますとお時間がなくなりますので、かいつまんでの説明となってしまうんですけども、1つ目としましては、農業を担う者の確保及び育成の考え方でありまして、次の12ページに移っていただきますと2つ目といたしまして、和泉市が主体的に行う取組というのを書かせていただいております。

和泉市の独自事業としまして、和泉市のアグリセンターという公共施設が去年の7月に横山高校の跡地に建設され、オープンしておりますので、そちらのアグリセンターを就農支援業務の拠点として位置づけ、そして①から④に書かせていただいております。

ます、そちらの項目の業務をこちらの施設で機能として発揮するというふうな形に書かせていただいております。

また3つ目としましては、関係機関の連携、役割分担の考え方。

そして13ページ目、4つ目としまして、就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集、相互提供ということでこちらのほうに書かせていただいております。

続きまして、改正の概要について一枚物の次、2つ目の四角でございます。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項についてでございます。

地域全体で、農用地の利用関係の調整を行うために市全体及び市域ごとに農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化、集約化の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連絡等について記述しております。

基本構想の13ページ目になります。先ほどの続きで第5ということで、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項ということで書かせていただいております。

こちらの効率的かつ安定的な農用地を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標というのが1つ目に挙げております。簡単に読ませていただきますと、上記、第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者である。第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの、今後育成すべき農業者、法人等は、利用する農用地の市内農用地に占める面積シェアの目標がおおむね25%程度を目指すという内容でございます。

25%程度というのは、赤字になっておりますけれども、数字的には前回の構想と変更はございません。

またこの目標達成するためということで、その続きで、その実現方策について記述をさせていただきます。

次に2つ目でございます。その他、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項でございます。こちらはその次の14ページ目になりますが、(2)今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用ビジョンということで、後半の文章が赤書きになっております。

こちらは法の改正によりまして、関係機関、団体が連携し、地域計画の策定を通じた地域の合意形成を掲げ、これらの担い手への農用地の集積を加速していくという記述で終えさせていただきます。

また、(3)のエにつきましては、前回の基本構想では人・農地プランという記述であったものが、地域計画の推進と変更させていただいております。またク、中山間地域や担い手不足地域での対応につきましては、基盤法の促進のために基本要綱を参考にした記述で、和泉市の基本構想にも付け加えさせていただきます。

続きまして、3つ目の四角でございます。地域計画の協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準等でございます。

<p>友田会長 岡田委員 環境産業振興室 農林担当 岡田委員 環境産業振興室 友田会長</p>	<p>こちらは地域計画に関する協議の場の設置の方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設定、地域計画の区域の基準として農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準、地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方について記述をしております。</p> <p>基本構想の15ページ目になります。</p> <p>1、地域計画推進事業に関する事項でございます。こちらにつきましては（1）としまして、協議の場の設置の方法でありますとか、また（2）につきましては、地域計画の区域の基準、また（3）につきましては、その他法律に掲げる事業に関する事項ということで、協議の場の設置方法等について、こちらのほうに追加させていただいております。</p> <p>また、改正概要の4つ目の四角でございます。利用権設定等促進事業の削除につきましては、農地の集積、集約、加速のため農地貸借手法が変更され、従来の基盤法のように利用権設定と農地中間管理事業によるものから、法改正によって農地中間管理事業に一本化されたため、本項目については削除となっております。</p> <p>ただし、基盤法の利用権設定は国の基本要綱にて、基盤法の一部を改正する法律の施行後においても、同法に設けられた経過措置の期間、令和7年3月31日までの2年間の間、引き続き農地利用集積計画を行って差し支えないというふうに定められております。</p> <p>最後に、農地利用集積円滑化事業の削除につきましては、令和2年4月に農地中間管理事業へと統合されたため廃止となっており、文言は削除となっております。</p> <p>非常に駆け足になりまして短時間で申し訳ございませんが、以上が改正についての概要になります。よろしくお願いたします。</p> <p>説明が終わりました。何か御意見、御要望、ございませんか。</p> <p>15ページの（2）、最後のほうになるんですけども、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的利用等による農用地の保全等を図ることを検討するという、この粗放的な利用等による農用地の保全というのは、どういうことですか。</p> <p>農作物を具体的に植えて管理をするというところまでの利用には至らないんですけども、例えば草刈りであるとか、保全管理といったような日常管理も含めた農用地の在り方として、そういった地域につきましては、粗放的という表現でございます。</p> <p>そうしたら一時的に資材置場にするとか、そういうふうなのではない。</p> <p>それではございません。農用地は農用地としてでございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ほかに御意見はございませんか。</p> <p>先ほど、農地利用最適化推進委員会議の中でも、私もちょっと意見を述べさせていただいたんですけど、利用権とか、地域計画のこういうものが、実態的に、どういうふうに変わっていくのかということは、はっきりしないということの中で、もう一度分かりやすく説明できるようにしてくださいという御要望、意見を言っておきました。</p> <p>それから副会長からのほうは、田んぼが作りにくい、また集約化してくれにくい</p>
---	--

<p>環境産業振興室 友田会長</p>	<p>土地に対して、どういう対応をするのか、そこへ農道でもつければ、その遊休地が解消するかというような話もして、その辺、どう考えるんやという話もありました。</p> <p>そういうことで、一応、意見だけは、改正の概要だけは今日のところは聞いておくということで、農地利用最適化推進委員会議の中ではなりましたのですけども、委員会総会におきまして、一応その辺のところ、まだまだはっきりしませんので、今日のところは意見だけを聞いておくということにしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>と、いうことで、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の改正の案については、説明だけ受けとくことにいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書 8 ページ、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 5 件を専決により受理しましたので報告いたします。</p> <p>議案書 9 ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、議案書 10 ページ、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 5 件、使用貸借権の設定 1 件を専決により受理しましたので報告いたします。</p> <p>11 ページを御参照ください。</p> <p>以上、本日の案件は全て終了いたしました。</p> <p>はい、それでは、ちょっと挨拶させていただきます。</p> <p>本日は、委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。</p> <p>これにて、農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>今回をもちまして総会は最後となり 3 年間の任期が 7 月 19 日で満了となります。</p> <p>令和 2 年 7 月 20 日から 3 年間にわたり、農業委員としまして、業務遂行に理解と御協力いただき、また毎月の総会開催に当たりまして、多種多様な議案の適正かつ的確な御判断、御助言をいただき、議事遂行に御協力いただき誠にありがとうございました。</p> <p>これからも和泉市の農業の繁栄、発展のため、御尽力いただきますようお願いしましてお礼に代えさせていただきますとともに、皆様のこれからの繁栄と発展を祈念いたします。</p> <p>今まで、本当に長い間、ありがとうございました。</p> <p>これからも引き続き和泉市農業をよろしくお願いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
-------------------------	---

閉会時間 15時15分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員